

国税庁から社団医療法人を設立された皆さまへのお知らせ

※税理士の関与がある場合には、税理士の方にも本紙をお渡しください。

基金拠出型の社団医療法人における基金に関する法人税及び消費税の取扱いについて

- ◎ 平成19年4月1日に施行された医療法の一部を改正する法律において、出資持分のある医療法人は設立できないこととされました。
- ◎ この改正に伴い、基金への拠出を募集することができることとされました
が、この基金の額については、法人税法及び消費税法上の資本金又は出資金の額には該当しませんのでご注意ください。
- ◎ このため、所轄税務署長に提出する「法人設立届出書」の「資本金又は出資金の額」欄には、基金の額を記載せず、「〇円」と記載するようお願いいたします（裏面参照）。
- ◎ この取扱いについて詳しくは国税庁HP（<http://www.nta.go.jp>）に掲載しています。
[掲載場所：トップページ>税について調べる>文書回答事例>法人税]

(参考)

次のとおり、法人税の所得金額の算出や消費税の納税義務の判定の際に、誤って「基金の額」を資本金又は出資金としている事例があります。

- 1 法人税法第37条《寄附金の損金不算入》の規定など、法人の資本金等の額を基礎として損金算入限度額を算出する場合に、当該資本金等の額を誤って基金の額にして損金不算入額を計算している例
- 2 消費税法第12条の2《基準期間がない法人の納税義務の免除の特例》の規定により消費税を納める義務が免除されない新設法人に該当するか「資本金の額又は出資の金額」を基に判定する場合に、誤って基金の額を基に判定している例

この文書に記載されている事項につきまして、お分かりにならない点などがありましたら、最寄りの税務署の法人課税部門にお尋ねください。



さらに便利で使いやすく！ネットでどこでも申告・納税
e-Taxについての詳しい情報は、e-Taxホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp>をご覧ください。

(裏面)

法人設立届出書										※整理番号	
平成 年 月 日 税務署長殿 新たに内国法人を設立した ので届け出ます。			(フリガナ) 法 人 名								
			〒 本店又は主たる 事務所の所在地			電話() ー					
			〒 納 稅 地								
			(フリガナ) 代 表 者 氏 名			④					
〒 代 表 者 住 所						電話() ー					
			設立年月日		平成 年 月 日		事業年度		(自) 月 日 (至) 月 日		
資本金又は 出資金の額		円		消費税の新設法人に該当するこ ととなった事業年度開始の日		平成 年 月 日					
事 業 の 目 的	(定款等に記載しているもの)			支 店	名 称		所 在 地				
	0円と記載										
※基金の額は記載しない											
設立の形態		1 個人企業を法人組織とした法人である場合 2 合併により設立した法人である場合 3 新設分割により設立した法人である場合 4 現物出資により設立した法人である場合 5 その他()									
設立の形態が1~4 である場合の設立前 の個人企業、合併によ り消滅した法人、分割 法人又は出資者の状 況		事業主の氏名、合併により消滅した法人の名称、 分割法人の名称又は出資者の氏名、名称			納 税						
設立の形態が2~4である場合の適格区分		適 格 ・ そ の 他									
事業開始(見込み)年月日		平成 年 月 日									
「給与支払事務所等の開設届出 書」提出の有無		有 · 無									
関 与 税 理 士	氏 名										
	事務所所在地										
		電話() ー									
設立した法 人 が 連 結 子 法 人 で あ る 場 合	連結親 法人名										
	連結親 法人の 納税地		〒						所轄税務署		
			電話() ー								
「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の提出年月日				連 結 親 法 人		連 結 子 法 人					
				年 月 日		年 月 日					
税 理 士 署 名 押 印											④
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	入力	名簿	通信日付印	年 月 日	確認 印			